

株式会社白馬フォーティセブンが行っている「一般貸切旅客自動車運送事業」に係る輸送の安全に関する情報の公表について

【事業に関して】

許可事業名 : 「一般貸切旅客自動車運送事業」
営業許可地域 : 長野県内(出発地及び到着地の双方又はどちらか一方が長野県であること)
許可年月日番号 : 平成 17 年 3 月 7 日 北信交旅第 856 号 (但し、中型・小型に限る)
事業開始月日 : 平成 17 年 5 月 29 日 より
本社営業所住所 : 長野県北安曇郡白馬村大字神城 24196-47 (TEL 0261-75-3533)
代表取締役社長 : 太田 達彦 (大型二種)
統括安全管理者 : 相澤 邦夫 (大型二種・運行管理=貸切) 運行管理者=7 名
整備管理者 : 相澤 邦夫 (自動車整備士=2 級) 他 2 名
乗務員 : 社員有資格者 11 名 その他 8 名

【営業車両に関して】

保有台数 : 5 台 (中型=1 台 マイクロ=4 台)
正席数 : 中型=37 席 マイクロ=22 席×2 ・ 21 席×2
年間整備費用 : 4,327,000 円 (平成 28 年度 法定点検・その他臨時整備)
指定整備工場 : J Aオートパル北部センター

【年間の取り組み】

安全運行に繋がる取り組みとしては、乗務員の健康管理に意識を置くことで対面点呼を厳格に実行する。

当社ではH27より運行前点呼において血圧測定を実施しているが、H29年度は確実な測定と記録がとれるよう運行管理者全員で確認する

労働時間の軽減により乗務員にかかる負担を減らすことで安全運行を確保する

【安全方針】

- ・乗務前日の健康管理が大事であることから、点呼時には必要以上に話をする
- ・社内速度 55km/h を意識することで余裕ある移動を心掛け、無理な運転を行わないように努める
- ・ドライブレコーダーに関しては法令の基準・施行に合うよう設置を行う
(29年11月30日までに基準に適合するものを設置する)

【社内への周知方法】

- ・事務所内に掲示
- ・交通安全に係る運動や報道等により警鐘を鳴らす

【H29 目標】

- ・運行に係る「受書」の適正な管理（事前にお客様と確認済であること。）
- ・前日までにお客様との確認（Fax や Tel 等）
- ・社内速度（55 km/h）の徹底を周知することで、速度違反等を防止
- ・運行前点呼において血圧測定の実施（運転前の緊張感を発見）

【目標達成に向けた取り組み】

- ・見積書作成時から複数での確認を行うことで、**公示基準内価格であることを確認**
- ・現状の記録紙による速度超過等の確認
- ・アルコール摂取の知識等社内での取り組みを行うことで乗務員だけが特別視されないような社風づくり
- ・前日に飲酒の機会がある場合は相談し、支障が無いよう確認（最低、勤務前 8 時間休息）
- ・運行車両の高年齢化に伴い整備管理者を増員（28 年度 1 名選任し 3 名体制）
- ・適性診断受診による乗務員の変化を早期発見（29 年度受診予定 6 名）
- ・29 年度運行管理試験受験予定 2 名（現在選任者 8 名）

【情報収集について】

- ・協会を通じ法令等の改訂に沿った管理を行う
- ・終了後点呼において細かな情報も記録（ヒヤリハット含め）
- ・ネットや新聞等による事故事案等の情報収集
- ・乗務員と運行管理者との連絡において状況を把握（休憩予定地で確認する）

【反省事項について】

- ・28 年度 人身事故＝0 物損事故＝1（安全確認不足による）

【改善案について】

- ・発進する前の指差呼称を採り入れた習慣づけを促す
- ・後方モニター等による死角を減らす（車両入替時等検討）
- ・「安全は確認、危険は予測」を合言葉に互いに関心を持つ

【内部調査について】

- ・担当者以外にも運行内容を理解できる体制づくりにより人的ミスを撲滅する
- ・基本として複数で確認を行う体制づくりであるが、情報の流れが不適であれば速やかに改善策または予防策を講じる

【行政処分について】

- ・ 是正指導あり（H28/3/18 付）会社 HP における公表内容の更新について